

大阪市告示第1346号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年9月30日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年10月7日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年10月15日（火）	
	令和6年10月28日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年10月1日（火）から 同月4日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年10月5日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和6年10月6日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年10月8日（火）から 同月11日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年10月12日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和6年10月13日（日）	午前9時から 午後7時30分まで

令和 6 年10月14日（月）	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 6 年10月16日（水）から 同月18日（金）まで	
令和 6 年10月19日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 6 年10月20日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 6 年10月22日（火）から 同月25日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 6 年10月26日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 6 年10月27日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 6 年10月29日（火）から 同月31日（木）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）